

平成 23 年 10 月 31 日

小型電気電子機器リサイクル制度に関する意見

全 国 市 長 会

廃棄物処理対策特別委員会委員長
北広島市長 上 野 正 三

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 6 回）において、「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（案）」等が示されましたが、今後、当該リサイクル制度について検討するに当たり、下記のとおり意見を提出させていただきます。

記

○基本的な考え方について

「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（案）」では、「関係者の役割分担は、関係者が応分の負担をすることを基本とするべき」とされています。

当該案では、市町村が担うとされている回収等について、新たな財政負担が生じるスキームとなっています。

基本的には、当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、制度設計を行うべきであると考えます。

今後、制度設計に当たっては、市町村をはじめ関係者等と丁寧に協議を行い、理解を得る必要があると考えます。

○費用負担等について

第 6 回小委員会において示された資料の試算によると、結果的に自治体のみ負担が出るものとなっています。

当該リサイクル制度への参加は市町村の判断に委ねるとされていますが、昨今の経済情勢や市町村の厳しい財政状況等からすると、当該案を基本として成案を得たとしても、多くの市町村は制度への参加に躊躇せざるを得ないものと考えます。

したがって、当該リサイクル制度の費用負担については、制度設計者である国の責任において、確実に財源を確保する必要があると考えます。また、市町村に新たな財政負担が生じる場合については、国が負担すべきであると考えます。

○スケジュール等について

住民や市町村に混乱を生じさせることなく当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保する必要があると考えます。